

Title	外務省地域局の復興に関する一考察
Sub Title	One aspect on the re-establishment of Regional Bureaus of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
Author	井上, 勇一(Inoue, Yuichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2003
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.76, No.7 (2003. 7) ,p.29- 55
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20030728-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

外務省地域局の復興に関する一考察

井 上 勇 一

- 一 はじめに
- 二 地域局の復活
 - (一) アシア局と欧米局の復活
 - (二) アシア局と欧米局の再編
- 三 地域局の発展
 - (一) 中近東アフリカ局と中南米局の設置
 - (二) 「政経一致体制」による地域局の再編
- 四 地域局の再編
 - (一) 平成期地域局の再編
 - (二) 平成期地域局の課題
- 五 むすび

一 はじめに

本稿は拙稿「外務省地域局の成立に関する一考察⁽¹⁾」を補足し、戦後の外務省地域局が、現在のアジア大洋州局、北米局、中南米局、欧州局、中東アフリカ局およびアフリカ審議官組織⁽²⁾のとおり、五局一組織による六つの地域に分けて所掌されるようになる過程を取り上げる。

地域局は外務省において我が国と諸外国との二国間外交を所掌する組織の総称で、各地域局に配置された地域課が個々の国および地域との二国間外交を分担所掌している⁽³⁾。現在、我が国が承認している独立国家の数は全世界で一八九カ国になるが、我が国との外交関係の有無に関わらず、全ての国および地域はいずれかの地域課が所掌している。また地域局、地域課の中にはほぼ「一局一国」あるいは「一課一国」に等しい局課もあるように、地域局、地域課の配置には我が国の二国間外交の実相が浮かび上がっている。

しかしながら、各地域局の所掌する国の数の増大や我が国との関係の拡大にもなつて、各国に対して地域局の関心が十分に行き届いていないといった指摘も生まれてきた。このため、平成一三年一月六日に中央省庁の統廃合が実施されるのに先だつて、平成一〇年六月一二日に制定された中央省庁等改革基本法では、地域局を「よりきめ細かな外交政策を推進」できるような体制に再編⁽⁴⁾することが求められた⁽⁵⁾。

本稿では、戦後の外交再開にもなつて復活した地域局が現在の五局一組織に発展する過程とともに、地域課の分課過程を略述することによつて、現在の地域局が直面している組織上の課題を探り、平成期の地域局が求められる再編について考察しようとするものである。

(1) 慶應義塾大学法学研究会編『法学研究(池井優教授退職記念号)』第七三巻第一号(平成一二年一月)

(2) アフリカ審議官組織など「組織」と呼ばれる組織は、外務省組織令の上で「局」ないし「部」と呼称することが

認められないために、便宜的に「組織」と呼称しているものであって、実質的には「局」ないし「部」に相当する。

(3) 平成一二年六月七日付け政令第二四九号「外務省組織令の公布(平成一三年一月六日施行)」(同日付け『官報』号外第一一一号)

地域局の所掌事務は、一般的には「一、(所掌地域) 諸国に関する外交政策に関すること。二、(所掌地域) 諸国に關し、日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力に関すること。三、(所掌地域) 諸国に關し、日本国政府を代表して行う国際機関等への参加及び国際機関との協力に関すること。四、前二号に掲げるもののほか、(所掌地域) 諸国に関する政務の処理に関すること。五、(所掌地域) 諸国との間における対外関係事務の総括に関すること」とされている。

地域課は、一般的には主管する国、地域について地域局の所掌事務の第一号と第四号を所掌し、また各地域局右翼課(筆頭課)は、一般的には主管する国、地域のほか、所属する地域局の所掌事務(第二号、第三号および第五号)とともに、「局の所掌事務に関する総合調整に関すること」を所掌する。

(4) 「一局一国」の地域局としては米国を主な対象とする北米局が、また「一課一国」の地域課としては、ロシアを主な対象とするロシア課、中国を主な対象とする中国課、韓国を主な対象とする北東アジア課がある。

(5) 平成一〇年六月一二日付け法律第一〇三号「中央省庁等改革基本法の公布」(同日付け『官報』号外第一一七号) 外務省の編成方針(第一九条)では、「地域に関するより決め細かな外交政策を推進するため、これを担当する局を適切な分担に再編すること」(第八号)とされた。

二 地域局の復活

(一) アジア局と欧米局の復活

昭和二〇年八月一五日、太平洋戦争の終結によって外務省の組織も大きな変貌を余儀なくされた。九月二日に東京湾上ミズーリ号で重光葵外相と梅津美治郎参謀総長とが降伏文書に署名した後、日本は外交権を停止された

ため、旧同盟国ばかりでなく、中立国に置かれていた在外公館も閉鎖され、外交活動の機能は消滅した。外務省は、占領という未曾有の時代にあつて、占領軍当局と日本政府との間の連絡機関としての役割を担うことになり、翌二年二月一日、戦時中も同盟国および中立国との二国間外交を所掌してきた政務局が廃止され、代わつて総務局が設置された。⁽¹⁾

しかし外交の機能が消滅したとはいえ、将来の対日講話条約の締結に備え、外務省として米英ソなど世界各国の動静を調査しておくことは必須であり、翌二二年四月一五日、総務局に総務課、政務課、経済課を設置し、政務課で国際政治関係の基本的事項に関する調査を再開した。⁽²⁾ 戦後の地域局はこの政務課から出発するが、それは、明治一九年に総務局政務課が設置され、それが明治二四年に政務局となり、大正期に地域局へと発展した経過と類似している。

次いで昭和二四年五月三十一日、吉田内閣は行政機構を刷新し、各省官制を簡素化する方針の下に国家行政組織法を制定し、これに基づいて外務省設置法など各省庁設置法が公布された。外務省は対日講和条約の締結、またそれに続く外交再開の準備を開始するため、総務局に代えて改めて政務局を復活し、⁽³⁾ 総務課、政務課、経済課に加えて特別資料課を配置した。⁽⁴⁾

昭和二六年九月八日、サン・フランシスコで対日講和条約と日米安全保障条約が調印され、一月一八日、参議院で可決承認された。これを受けて、吉田茂首相兼外相は、一二月一日、翌二七年四月二八日からの外交活動の再開に備えて外務省組織の改革を断行し、およそ六年半におよぶ占領体制から脱却する手始めとして、大正九年に政務局が亜細亜局と欧米局とに分離されたように、政務局をアジア局と欧米局とに分割した。ここに地域局が復活した。⁽⁵⁾

外交再開後のアジア局では、主要課題は、独立後まもないアジア各国との平和条約の締結と賠償問題の解決の

ほか、満州や朝鮮半島などからの在留邦人の引き揚げ問題であった。在留邦人の引き揚げに要した各在外公館等の借入金の始末など戦後処理の問題は、現在でもアジア大洋州局の所掌事務として引き継がれている⁽⁶⁾。また欧米局では、冷戦による東西対立が進行する中で、我が国と旧交戦国である欧米諸国との外交関係の再開が主要課題となった。

アジア局は四課二室により構成され、第一課が賠償関係、第二課が朝鮮および中国のほか旧植民地からの引き揚げ問題および沖繩、小笠原関係などの残務整理、第三課がインドシナ、マラヤ、フィリピンおよびインドネシア、第四課がインド、セイロン、パキスタンなどその他のアジア諸国を所掌し、さらにこれに加えて借入金審査室と引揚調査室の二室が設置された。また欧米局は六課により構成され、第一課が北米諸国、第二課が中南米諸国および移住関係、第三課がアジア局第四課が所掌する国を除く英連邦諸国、第四課が西欧および中近東アフリカ諸国、第五課が東欧諸国を所掌し、その他に旅券の発給などを担当する渡航課が設置された⁽⁷⁾。

海外渡航に関する事務を欧米局の所掌とした理由について、島津久大政務局長は、第一二国会で、戦前の亜米利加局第三課が地域局で旅券の発給事務を所掌していた先例に倣ったこと、また戦後まもない当時の海外渡航航先の多くが欧米諸国であると、その理由を説明した⁽⁸⁾。また第二課は中南米諸国とともに移民問題を所掌していた戦前の亜米利加局第二課を引き継ぎ、昭和四〇年に中南米・移住局が成立する先例となった。

(1) 昭和二十一年一月三〇日付け勅令第五六号「行政整理実施ノ為外務省官制中改正（二月一日施行）」（三一日付け『官報』第五七一二号）

総務局の所掌事務は「対外政治経済施策に関する事務及他局の所管に属せざる事務を掌る」とされた。

(2) 昭和二十二年四月一六日付け「外務省分課規定改正（一五日施行）」（同日付け『官報』第六〇七四号）

総務局政務課の所掌事務は「国際政治関係に関する基本的事項についての調査」とされた。

(3) 昭和二十四年五月三一日付け法律第一三五号「外務省設置法の公布（六月一日施行）」（同日付け『官報』号外第五

七号)

政務局の所掌事務は「一、外国に関する政務を処理すること。二、通商航海に関する利益を保護し、及び増進すること。三、国際経済機関との協力及び通商航海条約その他の通商経済上の協力に関すること。四、国際経済事情の調査並びに国際経済に関する統計の作成及び資料の作成を行うこと(以下略)」などとされた。

なお、第五国会で、与謝野秀情報部長は、所掌事務の内容から政務局を「政治経済局」と呼称することに不都合があるわけではないが、戦前の外務省官制でいう「政務」には政治、経済、文化その他各般にわたる事務が含まれていると答弁した。(昭和二十四年五月二日付け「衆議院内閣委員会議録第一八号」)

(4) 昭和二十四年六月一日付け外務省令第四号「外務省組織規定の制定」(同日付け『官報』号外第七二号)

(5) 昭和二十六年一月二日付け法律第二八三号「外務省設置法の公布」(同日付け『官報』号外第一〇二号)

アジア局と欧米局の所掌事務は、アジア局は「アジア」、また欧米局は「アジア諸国以外の」諸国について、「一、(所掌) 諸国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること。二、(所掌) 諸国に関する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関すること。三、(所掌) 諸国における邦人の生命、身体及び財産の保護に関すること」とされ、さらにアジア局には「四、朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に関する整理事務を行うこと。五、邦人の引き揚げに関すること。六、在外公館等借入金金の審査確認事務を行うこと」が、また欧米局には「四、海外渡航、移住、旅券の発給および査証に関すること」が加えられた。

(6) 平成一二年六月七日付け政令第二四九号「外務省組織令の制定(平成一三年一月六日施行)」(同日付け『官報』号外第一一一号)

アジア大洋州局の所掌事務には、地域局としての所掌事務のほかに「外地整理事務に関すること」(第五号)があり、これを受けて、地域政策課は地域局右翼課としての所掌事務のほかに「外地整理事務に関すること(中国課の所掌に属するものを除く)」(第六号)が、中国課には地域課としての所掌事務のほかに「在外公館等借入金金の審査確認業務に関すること」(第三号)が加えられている。

(7) 昭和二十六年一月二日付け外務省令第二七号「外務省組織規定の制定」(同日付け『官報』号外第一〇二号)

(8) 昭和二十六年一月二日付け「衆議院内閣委員会議録第一三三号」

(二) アジア局と欧米局の再編

アジア局と欧米局では設置後も所属各課の改廃が続いた。

アジア局では、昭和二十七年一月二二日、吉田外相が引揚調査室に代えて第五課を新設した。第五課は、引き揚げ問題および沖繩、小笠原関係の残務処理などの戦後処理問題をまとめて所掌し、引き揚げ問題等を所掌していた第二課は中国および朝鮮を所掌することとされた。しかし昭和二十九年七月三日、中国からの引き揚げを促進するため、同年一〇月三〇日の中国紅十字会代表団の来日に先だつて、岡崎勝男外相は引き揚げ関係を第五課から第二課に移管し、中国とともに第二課がこれを所掌するよう変更した。一方、第五課は外地整理などの戦後処理問題とともに第二課が所掌していた朝鮮を所掌することになった。⁽¹⁾

昭和二十九年九月二五日にはビルマとの間で賠償協定が仮調印され、翌三〇年二月二二日、鳩山内閣重光外相は同協定実施のためにアジア局に臨時賠償室を設置した。⁽²⁾さらにビルマ以外の東南アジア各国とも賠償協定の締結が予定され、それに基づいて賠償を実施するため、同年七月一日、重光外相はアジア局に賠償部を設置した。これにより賠償問題はアジア局本体の所掌事務からはずされていった。

一方、欧米局では、昭和二十八年九月一日、岡崎外相が中南米諸国への移民再開のために欧米局に移民課を設置し、移住関係事務が第二課から移管された。さらに昭和三〇年七月一日、重光外相が賠償部とともに移住局を設置した際に、渡航課と移民課は欧米局から移住局に移管された。⁽³⁾

また重光外相は、同年三月一五日、国際協力局第三課が所掌していた日米安全保障条約による駐留米軍に関する事務を欧米局に移管したため、欧米局各課の所掌は、第一課が北米諸国、第二課が日米安全保障条約関係の事務、第三課が中南米諸国、第四課が英連邦諸国、第五課が西欧および中近東アフリカ諸国、第六課が東欧諸国と

なった。さらに重光外相は、同年七月一日、イラン、エジプトなど中近東地域に開設される大使館の数が増えたため、欧米局に中近東アフリカ地域を所掌する第七課を新設し、欧米局を七課体制とした。⁽⁴⁾

しかし昭和三十一年四月一日、鳩山内閣は行政簡素化の一環として各省から二割の課室を削減する方針を決定したため、重光外相は大臣官房と全局部の合計四一課一室から八課一室を廃止することとした。この結果、アジア局と欧米局からはそれぞれ一課が削減され、四課体制となったアジア局は、第一課が朝鮮、第二課が中国とモンゴル、第三課がインドネシア、ヴェトナム、カンボディア、フィリピンおよびラオス、第四課がインド、シンガポール、セイロン、タイ、ビルマ、マレーシアおよびパキスタンを所掌するよう再編された。⁽⁵⁾

また欧米局では設置してまもない中近東アフリカ地域を所掌する第七課が廃止され、六課体制となった。しかし重光外相は、四月七日、各局に外務参事官、外務書記官および外務調査官を配置し、欧米局に配置した外務書記官が実質的に旧第七課の所掌事務を継承することとした。旧第七課は組織令の上では廃止されたが、実体的には外務書記官を長とする「第七課」として存続することになった。⁽⁶⁾

昭和三十二年四月一日、岸信介首相兼外相は、昭和九年五月に欧米局が欧亜局と亜米利加局に分離されたように、欧米局を二つに分割し、第一課から第三課をアメリカ局、第四課から第六課を欧亜局とした。日本の戦後の独立から五年あまりを経過し、西欧諸国との外交関係再開に続いて、日ソ国交回復樹立後の東欧諸国との国交回復問題や、スエズ動乱以後のアラブ諸国の重要性の増大など、我が国の対外関係が五年前に比べて広範にわたってきつたためであった。

第二六国会で、井上清一外務政務次官は、欧米局の所掌の中では対米関係のもつ比重が大きくなり、対欧州諸国関係については「欧州参事官」と呼称される欧米局外務参事官が専任となつて欧州問題を所掌している実態を明らかにし、欧州諸国に対する政策を強化するためには欧州を所掌する「局」が必要と、欧米局をアメリカ局と

欧亜局とに分離する理由を説明した。⁽⁷⁾

アメリカ局と欧米局はともに三課体制とされ、各課の所掌事務は旧欧米局各課と同じであったが、岸内閣藤山愛一郎外相は、同年七月三十一日、中近東地域における独立国の増加を背景に、欧亜局に中近東アフリカ地域を所掌する旧欧米局第七課を復活し、第四課とした。⁽⁸⁾これにより欧亜局は四課体制となった。

アメリカ局および欧亜局の誕生によって、地域局は三局体制となり、ここに昭和戦前期における地域局の三局体制が復活することになった。

なお、昭和三三年五月一日、藤山外相は課の名称が数字表記では所掌地域が明瞭にならないとして、課の名称には具体的な地域名を掲げることとした。これによりアジア局の四課は北東アジア課、中国課、南東アジア課、南西アジア課と、また欧亜局の四課は西欧課、英連邦課、東欧課、中近東課と、さらにアメリカ局の三課は北米課、安全保障条約課、中南米課と改称した。⁽⁹⁾

(1) 昭和二十七年一月二日付け外務省令第一号「外務省組織規定の一部改正」(同日付け『官報』第七五〇九号)

昭和二十九年七月三日付け政令第一九五号「外務省組織令の一部改正」(同日付け『官報』第八二四九号)

昭和二十七年八月三日付け政令第三八五号「外務省組織令の公布(九月一日施行)」(同日付け『官報』号外第一〇一号)

外務省組織令が制定され、外務省組織規定は廃止された。

(2) 昭和三〇年二月二日付け政令第二〇号「外務省組織令の一部改正」(同日付け『官報』第八四四二号)

昭和三〇年七月一日付け法律第五八号「外務省設置法の一部改正」および政令第一一三号「外務省組織令の一部改正」(以上、同日付け『官報』第八五五六号)

賠償部の設置にともなうて借入金審査室と臨時賠償室は廃止された。

(3) 昭和二十八年九月一日付け政令第二六五号「外務省組織令の一部改正」(同日付け『官報』第七九九八号)

昭和三〇年七月一日付け法律第五八号「外務省設置法の一部改正」および政令第一一三号「外務省組織令の一部

- 改正」(以上、同日付け『官報』第八五五六号)
- (4) 昭和三〇年三月一五日付け政令第二九号「外務省組織令の一部改正」(同日付け『官報』第八四五九号)
- 昭和三〇年七月一日付け法律第五八号「外務省設置法の一部改正」および政令第一一三号「外務省組織令の一部改正」(以上、同日付け『官報』第八五五六号)
- (5) 昭和三一年三月三一日付け政令第六一号「外務省組織令の一部改正(四月一日施行)」(同日付け『官報』号外第一一号)
- (6) 昭和三一年四月七日付け外務省令第五号「外務本省組織規定の制定(一日適用)」(同日付け『官報』第八七八一号)
- 欧亜局には外務参事官三名、外務書記官三名および外務調査官二名が配置され、外務書記官の一人が「中近東諸国及びアフリカ諸国(南アフリカ連邦を除く。)」に関する外交政策の企画立案及び政務の処理に関することをつかさどる」とされた。
- なお、このときに大臣官房に外務審議官(現在の官房審議官)六名が配置された。
- (7) 昭和三二年三月三〇日付け法律第一〇号「外務省設置法の一部改正(四月一日施行)」(同日付け『官報』第九〇七七号)
- 欧亜局とアメリカ局の所掌事務は、欧亜局は「欧州、中近東、アフリカおよび大洋州」、またアメリカ局は「アメリカ」諸国について、それぞれ旧欧米局の所掌事務第一号から第三号(前節注(5)参照)とされた。
- 昭和三二年二月二日付け「衆議院内閣委員会議録第九号」
- (8) 昭和三二年三月三〇日付け政令第三三三号「外務省組織令の一部改正(四月一日施行)」(同日付け『官報』第九〇七七号)
- 昭和三二年七月三一日付け政令第二三七号「外務省組織令の一部改正(八月一日施行)」(同日付け『官報』号外第五七七号)
- (9) 昭和三三年五月一〇日付け政令第一一三号「外務省組織令の一部改正」(同日付け『官報』第九四一一号)
- 中近東課の所掌にはエジプト、リベリアなどアフリカ諸国も含まれていた。

三 地域局の発展

(一) 中近東アフリカ局と中南米局の設置

昭和三五年はアフリカ大陸に一七カ国の独立国が誕生したため、「アフリカの年」と呼ばれたように、一九六〇年代に入ると、特に中近東アフリカ地域を中心に独立国が増えた。このため、地域局が戦前と同じ三局体制では新しい独立国に対応できないとして地域局の新設が求められ、中近東アフリカ地域と中南米地域を所掌する「局」が設置された。この五局体制となる過程は戦前の我が国にはみられない新しい外交の展開であり、昭和四〇年五月に中近東アフリカ局と中南米・移住局とが同時に設置されたことは画期的なことであった。

昭和三六年五月一六日、池田内閣小坂善太郎外相は欧亜局にアフリカ課を新設し、中近東課とアフリカ課からなる中近東アフリカ部を設置した。⁽¹⁾ それまでも「アラブ・アフリカ局」の設置に関する論議もあったが、一九六〇年を境に中近東アフリカ地域の独立国が急増し、中近東アフリカ地域を所掌する地域「局」の必要性が認められた結果であった。⁽²⁾

佐藤内閣椎名悦三郎外相は、昭和四〇年五月四日、中近東アフリカ部を「局」に昇格させた。同外相は、第四八国会で、中近東アフリカ地域の独立国は四七カ国に達し、政治的にも経済的にも文化的にも欧州とは異なり、また民族意識も強く、国際政治面でも一体化して行動することが多いだけでなく、日本との貿易量も増え、今後、政治的関係や経済協力、文化協力の上で日本とは緊密な関係になることが予想されると、「局」に昇格させる理由を説明した。⁽³⁾

また同時に、椎名外相はアメリカ局を北米地域と中南米地域に二分し、北米課と安全保障条約課の二課から構成される北米局とともに、中南米地域を所掌する中南米課を移住局とあわせ、総務課、中南米課、移住課、旅券

課の四課から構成される中南米・移住局を設置した。⁽⁴⁾

椎名外相は、第四回国会で、中南米地域の独立国は二二カ国となり、国連貿易会議での南北問題の討議に大きな影響力をおよぼしたように、中南米地域は国連の中で無視できない勢力となり、言語の面でも北米とは異なっているため北米地域とは分離して所掌する必要があると、中南米地域「局」を設置する理由を説明した。これに対して中南米という地域と領事移住問題という機能をあわせた「局」の不自然さが指摘され、増原恵吉行政管理庁長官もそれを「異例」と認めたが、同外相は移住問題の九〇％は中南米であり、中南米地域「局」が移住問題を所掌する理由は認められると答えた。⁽⁵⁾ アメリカ局の関心が米国に向かいがちになる状況では、中南米地域への関心を高めるためには、アメリカ局という枠ではなく、中南米地域を所掌する地域「局」の設立は不可欠であった。

しかし昭和四三年六月一日、佐藤内閣の「一省一局削減」により新設まもない中南米・移住局は廃止され、領事移住関係の所掌事務は大臣官房に新設された領事移住部（領事課、旅券課および移住課）に移管された。また中南米課は、中米およびカリブ諸国を所掌する中米課と南米諸国を所掌する南米課とに分課され、再び北米局とあわせたアメリカ局で所掌することとされた。これによりアメリカ局は四課体制となった。佐藤首相は、第五八国会で、「一省一局削減」は行政改革に対する政府の積極的姿勢を示すものであり、弱いものいじめといった批判はあるが、小さな組織や比較的行政需要の少ない組織を削減の対象にすることは当然であると答えた。⁽⁶⁾

このようにして、中南米地域は再びアメリカ局で所掌されることになったが、実際には中米課と南米課を統括する「中南米審議官」と呼称される官房審議官が配置された。「中南米局」は外務省設置法の上では廃止されたが、実的にはアメリカ局「中南米審議官組織」として存続することになった。⁽⁷⁾ アメリカ局が再び北米局と中南米局に分割されるのは昭和五四年一月二二日である。

- (1) 昭和三十六年五月一六日付け法律第八五号「外務省設置法の一部改正」および政令第一三二号「外務省組織令の一部改正」(以上、同日付け『官報』第一〇三二八号)
- 中近東アフリカ部の所掌事務は「(欧亜局所掌) 事務のうち中近東及びアフリカの諸国に関する事務」とされた。
- (2) 第二六国会で欧米局を欧亜局とアメリカカ局に分離する案が審議された際、井上清一外務政務次官はあわせて「アラブ・アフリカ局」の設置についても検討したことを明らかにした。(昭和三十二年三月一五日付け「参議院内閣委員会会議録第九号」)
- また第三九国会で、小坂善太郎外相は、大蔵省との予算折衝の過程で「局」としての設置が認められず、「部」とすることとした内情を明らかにした。(昭和三十六年四月二〇日付け「参議院内閣委員会会議録第二〇号」)
- (3) 昭和四〇年五月四日付け法律第五四号「外務省設置法の一部改正」(同日付け『官報』第一一五一五号)
中近東アフリカ局の所掌事務は欧亜局に同じで、所掌は「中近東及びアフリカの諸国」とされた。
昭和四〇年二月二日付け「参議院内閣委員会会議録第二号」
- (4) 昭和四〇年五月四日付け法律第五四号「外務省設置法の一部改正」および政令第一四五号「外務省組織令の一部改正」(以上、同日付け『官報』第一一五一五号)
北米局および中南米・移住局の所掌事務はいずれも旧アメリカカ局に同じで、所掌は北米局が「北米諸国」、また中南米・移住局は「中南米諸国」とされたが、中南米・移住局については地域局としての所掌事務に旧移住局の所掌事務が加えられた。
- (5) 昭和四〇年二月四日付け、四月六日付け「衆議院内閣委員会会議録第二号」、「同第二七号」
- (6) 昭和四三年三月一二日付け「衆議院会議録第一〇号」
昭和四三年六月一五日付け法律第九九号「行政機構簡素化のための総理府設置法等の一部改正」および政令第一六八号「外務省組織令の一部改正」(以上、同日付け『官報』号外第六八号)
アメリカカ局の所掌事務は旧アメリカカ局に同じである。
- (7) 昭和五四年五月二九日付け「衆議院内閣委員会会議録第一四号」

(二) 「政経一致体制」による地域局の再編

このようにして地域局はアジア局、欧亜局、アメリカ局および中東アフリカ局による四局体制となった。しかし、二国間外交を所掌している地域局も、所掌しているのは実際には二国間の政治・外交関係のみで、明治期以来の伝統である「政経分離体制」にしたがい、二国間の貿易など経済関係は機能局である経済局が所掌していた。しかしながら一九六〇年代の高度経済成長により、我が国は多くの国際経済機関を通じて世界経済に大きく関与するようになり、経済局には多数国間の経済問題に対応することが求められるようになった。このため、昭和四四年一月二七日、佐藤内閣愛知揆一外相は経済局が国際経済機関などの多数国間経済問題に専念するよう改組し、二国間経済関係の所掌を各地域局に移管するため、経済局で二国間経済関係を所掌していた地域系の七課を廃止した。⁽¹⁾ 二国間の経済関係が経済局から地域局に移管された背景には、六〇年代末に顕著となった米など欧米諸国との貿易摩擦により経済問題が「政治化」し、二国間関係を「政経一致体制」で所掌する必要が認識されるようになったことが窺われる。

経済局で廃止された七課のうちの五課が地域局に振り替えられ、アジア局に二課、欧亜局に二課、アメリカ局に一課が新設された。

アジア局は経済局から振り替えられた二課で経済第一課と同第二課を新設し、六課体制となった。経済第一課は北東アジア課と中国課の、また同第二課は南東アジア課と南西アジア課の所掌地域との経済関係を所掌することとされた。⁽²⁾ しかし、「政経一致体制」の原則にしたがい、アジア局は「局」としては確かにアジア各国との政治・経済関係の両面を所掌する体制になったが、アジア局各課では依然として「政経分離体制」が続いていた。このため、同年六月二〇日、各課が全国各地域ごとに政治と経済の両面を所掌するように再編され、経済第一課と同第二課に代えて、戦後処理問題などを所掌する地域政策課を新設し、南東アジア課を南東アジア第一課と同

第二課に分課した。南東アジア第一課はインドネシア、フィリピンなど太平洋の島嶼国を、また同第二課はヴェトナム、タイなどインドシナ半島の諸国を所掌することとされた。⁽³⁾

欧亜局は経済局から二課が振り替えられて五課体制となった。西欧課は西欧第一課、英連邦課は英本国とスペイン、ポルトガルおよび北欧諸国などを所掌する西欧第二課となり、英連邦課が所掌していた大洋州諸国を所掌するため大洋州課が新設された。大洋州課が欧亜局に所属してきた所以はここにある。また東欧課はソ連を所掌する東欧第一課とソ連以外の東欧諸国を所掌する同第二課とに分課され、さらに昭和五六年四月三日、鈴木内閣伊東正義外相は同第一課をソヴィエト連邦課、同第二課を東欧課と改称した。⁽⁴⁾

アメリカ局は北米課を北米第一課とし、経済局から振り替えられた一課で同第二課を新設して五課体制となった。「政経一致体制」ではあったが、北米地域については例外的に、北米第一課は主として日米間の政治・外交関係を、また同第二課は主として日米経済関係を所掌することとされた。この体制は昭和五四年にアメリカ局が再び北米局と中南米局とに分割された後もそのまま北米局に引き継がれ、今日にいたっている。また中南米地域については中米課および南米課を中南米第一課および同第二課と改称した。中南米第一課は、アルゼンティン、ウルグアイ、チリ、パラグアイ、ブラジル、ペルーおよびボリビアの七カ国を所掌し、同第二課は第一課の所掌する七カ国を除く諸国を所掌することとされた。⁽⁵⁾

こうして地域局は二国間の政治・外交関係とともに二国間の経済関係をも所掌し、「政経一致体制」の下で二国間外交の全体を所掌することになった。

次いで昭和五四年四月一九日、福田内閣園田直外相は、中南米局を設置する外務省設置法改正案を第八国会に提出し、予算編成時には中南米諸国より中南米局の設置が強く要望されているとして、その成立を強く求めたが廃案になった。⁽⁶⁾ 同設置法改正案は続く第八国会にも提案されたが、衆議院解散のため再び廃案になり、同年

一二月二二日、第九〇国会で大平内閣大来佐武郎外相の手により成立した。一二月二一日、アメリカ局は再び北米局と中南米局に分割され、北米局は北米第一課、同第二課、安全保障条約課の三課体制、また中南米局は中南米第一課と同第二課の二課体制となった。⁷⁾

ところで、一九七〇年の英のスエズ以東からの撤退によってアラビア半島では諸土候国が独立し、また石油危機の到来によって中近東地域、特にサウディ・アラビアなどアラビア湾沿岸諸国との関係の重要性が認識されるようになった。このため昭和五〇年四月二日、三木内閣宮沢喜一外相は、中近東課を地中海沿岸地域のアラブ諸国を担当する中近東第一課と、アラビア半島およびイランなどのアラブ・イスラム諸国を所掌する同第二課とに分課した。⁸⁾ また昭和五五年四月五日、大平内閣大来外相はアフリカ課を分課し、独立国の急増したサハラ砂漠以南のアフリカ大陸の旧英領植民地などの地域をアフリカ第一課、また旧英領植民地などの地域を同第二課が所掌することとし、これにより中近東アフリカ局は四課体制となった。⁹⁾

こうして、「政経一致体制」の下で昭和戦後期の地域局である五局二〇課体制が成立した。

- (1) 昭和四四年一月二四日付け政令第九号「外務省組織令の一部改正(二七日施行)」(同日付け『官報』第一二六三一号)
 - 廃止された経済局の地域系七課は、東西通商課、米・カナダ課、ラテン・アメリカ課、アジア課、スターリング課、欧州課、中近東課である。
 - (2) 昭和四四年一月二四日付け政令第九号「外務省組織令の一部改正(二七日施行)」(同日付け『官報』第一二六三一号)
 - (3) 昭和四四年六月二〇日付け政令第一六七号「外務省組織令の一部改正(二三日施行)」(同日付け『官報』第一二七五二号)
- 地域政策課の所掌には「四、朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域に関する整理事務を行うこと」が

加えられた。

- (4) 昭和四四年一月二四日付け政令第九号「外務省組織令の一部改正（二七日施行）」（同日付け『官報』第一二六三一号）
昭和五六年四月三日付け政令第九一号「外務省組織令の一部改正」（同日付け『官報』号外第二六号）
- (5) 昭和四四年一月二四日付け政令第九号「外務省組織令の一部改正（二七日施行）」（同日付け『官報』第一二六三一号）
- (6) 昭和五四年四月一九日付け、五月二九日付け「衆議院内閣委員会議録第八号」、「同第一四号」
中南米局の設置は佐藤内閣時代に廃止した中南米・移住局を復活することになるため、行政簡素化の観点から自民党内にも強い反対があったという。（松永信雄『ある外交官の回想』平成一四年、日本経済新聞社、八五ページ）
- (7) 昭和五四年一月二一日付け法律第六九号「外務省設置法の一部改正」および政令第二九五号「外務省組織令の一部改正」（以上、同日付け『官報』第一五八七八号）
中南米局の設置にともなって、情報文化局文化事業部、アジア局次長、大阪連絡事務所が廃止された。
- (8) 昭和五〇年四月二日付け政令第八四号「外務省組織令の一部改正」（同日付け『官報』号外第二九号）
- (9) 昭和五五年四月五日付け政令第五八号「外務省組織令の一部改正」（同日付け『官報』号外第二二号）

四 地域局の再編

(一) 平成期地域局の再編

平成期に入って、外務省は平成五年および一三年の二度にわたって大規模な機構改革を行った。そのうち平成五年の改革では地域局の構成にほとんど変更は加えられなかったが、平成一三年の改革ではアジア局がアジア大洋州局、欧亜局が欧州局となり、さらにアフリカ審議官が新設されるなど、昭和戦後期地域局の五局体制から五

局一組織の体制へと再編が始まった。

平成二年八月二日未明のイラクによるクウェイト侵攻に始まる湾岸戦争への対応の反省から、平成五年七月三日、宮沢内閣武藤嘉文外相は、外相の私的諮問機関である外交強化懇談会（瀬島龍三座長）の答申を受けて、総合外交政策局の設置など機能局を改編することとした。この平成五年の組織改革は同年八月二十九日に細川内閣羽田孜外相の下で実施されたが、地域局については、平成元年に安全保障条約課から分離したばかりの日米地位協定課を再び安全保障条約課に吸収し、新たに日米安全保障条約課を設置しただけであった。⁽¹⁾

日米地位協定課は、日米地位協定に基づく在日米軍基地にかかわる事務が増加したため、平成元年五月二十九日に竹下内閣宇野宗佑外相が日米地位協定に関する事務を安全保障条約課から分離し、設置したものであった。⁽²⁾ 同課は総合外交政策局設置のための一環として廃止されたが、在日米軍をめぐる事務の繁忙さには変わりがなく、平成一〇年四月九日、橋本内閣小淵恵三外相が日米安全保障条約課に日米地位協定室を設置した。⁽³⁾

その間に、ソ連崩壊にともなうロシア共和国の誕生に対応して、平成四年一月二十四日、宮沢内閣加藤紘一外相代理（渡辺美智雄外相）はソヴィエト連邦課をロシア課と改称した。また平成六年六月二十四日、羽田内閣柿沢弘治外相は、旧ソ連より分離独立した新独立国家のうち、中央アジアおよびコーカサス地方の各国を所掌する新独立国家室をロシア課に設置した。⁽⁴⁾

ところで平成一〇年六月に橋本内閣は中央省庁等改革基本法を制定し、全省庁を対象にした統廃合計画を策定した。外務省は「一、総合的な外交機能の策定に関する機能を充実強化すること。二、情報の収集、分析及び報告に関する機能を充実強化すること」など七項目のほか、地域局を「よりきめ細かな外交政策を推進」できるような体制に再編することが求められ、平成一三年一月六日、森内閣河野洋平外相の下で中央省庁再編の一環として改編された。これが平成一三年の改革である。⁽⁵⁾

同改革では、欧亜局大洋州課がアジア局に移管された。昭和三〇年代からすでに在オーストラリア大使はアジア大使会議に出席していたように、大洋州を欧州諸国とともに所掌する必然性がないことは明らかであり、大洋州課をアジア局に移管するという考え方は以前から存在していた。しかし、アジア局は中国、朝鮮および東南アジアといった我が国周辺地域を所掌しており、大洋州課の欧亜局からアジア局への移管はアジア局の過重負担になるとの懸念から移管は見送られてきた。

さらに東欧課については、ソ連、ユーゴスラビア等の分離、解体によって誕生した独立国を所掌することから中・東欧課と改称された。また中近東アフリカ局についても、アラブ・イスラム圏地域が「中近東」というよりは「中東」と呼ばれている実状にあわせて中東アフリカ局と改称し、中近東第一課および同第二課はそれぞれ中東第一課、同第二課と改称された。

また平成一三年の機構改革の一環として、同年四月一日、我が国のアフリカ地域への関心の増大を背景に、中東アフリカ局にアフリカ審議官が配置され、中東アフリカ地域は実質的に中東地域とアフリカ地域に分けて所掌されることになった。アフリカ地域は独立国の数も多く、すでに大使会議もアフリカ地域と中東地域では別々に開催されており、アフリカ審議官の設置は我が国外交の「アフリカ重視」の姿勢を示すものであった。⁽⁶⁾

このようにして、五局一組織に分かれて所掌する現在の地域局の体制が誕生した。

(1) 平成五年七月三〇日付け政令第二六六号「外務省組織令の一部改正」(同日付け『官報』第一二〇八号)

(2) 平成元年五月二九日付け政令第一三五号「外務省組織令の一部改正」(同日付け『官報』号外特第一一号)

条約が締結および批准されるまでの手続き、および条約が成立した後の条文の解釈については、通常、条約局が所掌するが、条約の実施については各主管局の所掌となるため、日米安全保障条約の実施は北米局が所掌している。

(3) 平成一〇年四月九日付け外務省令第六号「外務省内部部局組織規定の一部改正」(同日付け『官報』号外特第六号)

(4) 平成四年一月二四日付け政令第二号「外務省組織令の一部改正」(同日付け『官報』第八二七号)

平成六年六月二四日付け外務省令第九号「外務省内部部局組織規定の一部改正」(同日付け『官報』号外特第一七号)

(5) 平成一〇年六月一二日付け法律第一〇三号「中央省庁等改革基本法の公布」(同日付け『官報』号外第一一七号)
平成一二年六月七日付け政令第二四九号「外務省組織令の制定(平成一三年一月六日施行)」(同日付け『官報』号外第一一一号)

(6) 平成一三年三月三〇日付け政令第一一一号「外務省組織令の一部改正(四月一日施行)」(同日付け『官報』号外第六四号)

アフリカ審議官の所掌事務は「中東アフリカ局所掌事務のうちアフリカ諸国に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する」とされ、同審議官の配置にともなつて一六名の官房審議官から一名が削減された。

平成一四年四月六日付け『朝日新聞』

(二) 平成期地域局の課題

外務省創設以来の地域局は、明治期は政務局、大正期は亜細亜局と欧米局の二局、昭和戦前期は東亜局、欧亜局、亜米利加局の三局による体制があり、いずれもがそれぞれの時代で我が国の二国間外交を推進してきた。翻つて昭和戦後期ではアジア局、欧亜局、アメリカ局、中近東アフリカ局、中南米局の五局体制となつたが、平成期の地域局も、すでに欧亜局とアジア局が欧州局とアジア大洋州局に改編され、アフリカ審議官組織が設置されたように、「よりきめ細かな外交政策」を推進するためにはさらに再編が必要であろう。

例えば、アジア大洋州局の所掌は旧アジア局に比べて広範囲になり、また局の規模も他の地域局に比べて大きくなつた。⁽¹⁾戦前には太平洋戦争開戦をはさむ二年間という短い期間であつたが、アジア太平洋地域は東亜局と南

洋局とが分担所掌していたように、アジア大洋州局を中国と朝鮮地域および東南アジアと大洋州地域の二つに分割することは不可避となつて⁽²⁾いる。

また昭和一三年の外務省機構改革案にも見られるとおり、⁽³⁾欧州局を東西に二分することも検討に値しよう。但し、冷戦が終了し、共産主義が欧州の国際政治から姿を消した現在では、昭和一三年当時に構想されたような旧共産圏地域と非共産圏地域とに分離するという考え方だけでなく、北米局が一局で主として米國を所掌しているように、北方領土問題や平和条約締結問題のように、長年にわたる未解決の最重要案件を抱えるロシアのみを分離し、所掌する「ロシア局」を新設することも一案であろう。

しかし、中央省庁等改革基本法第一六条は各府省の局の数は「十以下」と定めており⁽⁴⁾（第三項）、外務省の現在の「局」の数は地域局（五局一組織）と機能局（五局三部三組織）をあわせた合計が一〇局となつているため、地域局で二局を増設するとすれば、機能局で二局を削減しなければならぬが、機能局でも「局」への昇格が求められている部があるので、現状では機能局から二局を地域局に振り替えることは容易ではない⁽⁴⁾。

したがって、「局」ではなく、局長と同格の官房審議官⁽⁵⁾を配置することによって、「組織」として「局」と同等の機能を発揮させることは、かつての「中南米審議官」や現在の「アフリカ審議官」の例があるとおり、より現実的な対応と史料される⁽⁶⁾。

他方、地域局に「よりきめ細かな外交政策」の推進を求めるとは、各地域課が「よりきめ細かな外交政策」を実施できる体制にならなければならぬ。特に所掌している国の数の多い地域課の分課については検討する必要がある。

例えば、アフリカ審議官組織では四八カ國をアフリカ第一課と同第二課で所掌している。加えて、旧英仏植民地の分布に基づいた両課の所掌は地域的に相互に交錯しており、仏語圏サミットや英連邦会議など旧宗主國との

結びつきや、アフリカ統一機構(OAU)のメンバーでもある中東第一課が所掌するアフリカ大陸北部のアラブ系各国との関係などを整理し、「アフリカ第三課」を設置することは不可欠な課題であろう。

また中南米局は三三カ国を所掌しているが、南米七カ国を所掌する中南米第一課に対して、それ以外の二六カ国を所掌している同第二課を分課して「中南米第三課」を設置することも検討課題であろう。⁽⁷⁾

他方、欧州局では、所掌国の数が特に多いというわけではないが、サミット国など歴史的にも我が国と関係の深い各国を所掌する西欧第一課と同第二課についても、「西欧第三課」を新設して再編を図ることは検討に値しよう。

さらにイスラム文化圏に所属するトルコ語系の中央アジア諸国は、現在、ロシア課新独立国家室が所掌しているが、欧州局から中東アフリカ局に移管されることになっているので、移管が実現した場合には、中東アフリカ局にトルコおよび中央アジア諸国を所掌する「中東第三課」の設置は必要であろう。

このように、地域課についてもいくつかの課の新設が必要と考えられるが、中央省庁等改革基本法第四七条では全府省の課の総数についても「千程度」と規定し(第二号)、加えて改編後の五年間(実際には平成一八年一月まで)に「十分の一程度の削減を行うことを目標」(第三号)としている。⁽⁹⁾したがって、地域局に課を増設する場合にも、機能局から地域局への課の振り替えが余儀なくされるので、地域局の再編は、地域課の再編もあわせて、機能局を含めた外務省全体の組織改革の中で検討しなければならない。

(1) 平成一三年一月六日付け外務省訓令第一号「外務省定員規則」(外務大臣官房総務課編『外務省関係法令集(平成一三年版)』平成一四年、第一法規出版)

外務省の総定員は在外公館勤務者を含めて合計五三三三名、そのうち本省定員は二〇七八名、アジア局の定員は一六八名。因みに各地域局の定員は、欧州局が一二名、中東アフリカ局が八〇名、北米局が八二名、中南米局が四四

名となっている。

(2) 昭和十五年一月二日付け勅令第七五四号「外務省官制ノ改正」(三日付け『官報』第四五一七号)

外務省は、平成一六年度からの実施をめざして、現在、組織改革案を検討しているが、その中で、アジア太平洋局を「北東アジア局」と「南西アジア太平洋局」に分割することを検討している。(平成一四年一月二三日付け『産経新聞』)

(3) 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年(下)』(昭和四四年、原書房)三五八―九ページ

(4) 平成一〇年六月二日付け法律第一〇三号「中央省庁等改革基本法の公布」(同日付け『官報』号外第一一七号) 機能局は五局(総合外交政策局、経済局、経済協力局、条約局、国際情報局)三部(領事移住部、文化交流部、国際社会協力部)二組織(外務報道官、軍備管理・科学審議官)からなり、平成一六年度の組織改革では領事移住部と国際社会協力部の「局」への昇格が検討されている。(平成一四年二月二日付け『毎日新聞』)

(5) 外務省では、局長および部長の英語表記は「Director-General」、また官房審議官(局長代理もしくは次長に相当)は「Deputy Director-General」としているが、アフリカ審議官は「Director-General for Sub-Saharan African Affairs」とされているので、同審議官については局長と同格といえる。

(6) 平成一五年三月末に取りまとめられた外務省の機構改革案では、地域局の改廃は見送られた(同年三月二七日付け『読売新聞』)が、筆者は、今後の地域局の再編について検討するためのたたき台として、地域局五局のうち旧欧亜局と旧アメリカ局から分離した二局(中東アフリカ局、中南米局)を廃止して機能局に振り替える一方、機能局の三部を廃止して地域局三局(アジア大洋州局、「欧亜局」、「アメリカ局」)に一部ずつ(「東南アジア大洋州部」、「中東アフリカ部」、「中南米部」)振り替え、その上で欧亜局にアフリカ審議官と「ロシア審議官」を設置する「三局三部二組織」という構成を提案したい。

(7) 昭和六二年五月二日付け外務省令第九号「外務省内部部局組織規定の一部改正」(同日付け『官報』号外第五一号)

中南米第二課には「カリブ地域」を所掌する地域調整官(課長相当職)が配置され、同調整官を長とするカリブ室が設置されているので、事実上中南米第二課と「中南米第三課」との分課は進められている。但し、同カリブ室は組

織規定に基づいて設置されているものではない。

なお、地域調整官の所掌事務は「(特命事項) に関する外交政策に関する重要事項についての企画及び立案に参画する」とされ、現在は地域課二〇課のうち一四課に配置されている。

(8) イスラム文化圏の中央アジア諸国をトルコとともに中東アフリカ局で所掌する意義は認められるが、他方、トルコがNATOに加盟していること、また将来はEUに加盟する可能性もあることを踏まえれば、トルコと中央アジア諸国とともに欧州局で所掌するという逆の考え方もあり得よう。

(9) 外務省の課の数は、大臣官房五課、地域局二〇課、機能局(大臣官房の外務報道官組織、文化交流部、領事移住部を含む)三七課の合計六二課。平成一六年度にその一割を削減する予定にしている。(平成一四年一二月一三日付『読売新聞』)

したがって、機能局で削減する課の数は、一割の削減に相当する「六課」とあわせて、地域課を増設する課の数だけさらに増えるので、地域課の増設にあたっては、実際には組織令(政令)による「課」ではなく、組織規定(省令)による「室」とするなどの工夫が必要であろう。

五 むすび

戦前の地域局が政務局から亜細亜局と欧米局に、続いて欧米局が欧亜局と亜米利加局に分離されたように、戦後も政務局がアジア局と欧米局に、続いて欧米局が欧亜局とアメリカ局に分割された。戦後の地域局はその三局に中東アフリカ局と中南米局とが加えられ、さらにアフリカ審議官組織が設置された。現在の地域局は、我が国の二国間外交の発展過程を示しつつ、五局一組織で分担所掌する体制となったが、平成期の地域局は「よりきめ細かな外交政策」を推進する体制をめざしてさらに分割が進められよう。

戦前においても、また戦後においても、地域局の分割や地域課の分課は二国間外交の発展に即して行われてき

たが、他方、行政機構の肥大化を押さえるため、行政整理によって局課の改廃も繰り返されてきた。現状は、中央省庁等改革基本法が示すとおり、地域局といえども新設はなかなか困難であるので、地域局の分割が進められないのであれば、間口が広範にわたっている地域局の業務を簡素化し、地域課の負担を軽減することによって、「よりきめ細かな外交政策」を推進する体制を確立することも考えられよう。⁽¹⁾ そのためには、邦人保護に関する業務が領事移住部に一元化され、二国間の問題であっても経済協力や文化交流は機能局で所掌されているように、地域局が現在所掌している事務の中で、機能局に移管できる事務は機能局に移管することが肝要であろう。

例えば、戦後のアジア局は、賠償問題などの戦後処理の問題解決から出発したが、すでに賠償問題は賠償部を経て昭和三九年五月二七日に経済協力局に移管され、アジア局の所掌からはずれた。しかしその一方で、外地整理問題のように現在もアジア大洋州局地域政策課の所掌事務とされている問題もあるが、戦後も五〇年以上を経た今日では、外地整理問題はもはやアジア大洋州局の主要課題とは言い難い。その事務をアジア大洋州局から領事移住部に移管することは、アジア大洋州局を「戦後」から解放する意味でも検討に値しよう。⁽²⁾

また北米局では、平成九年四月一日に北米第二課に日米協力推進室が設置されたが、課題の多い日米関係において機能的分野にかかわる業務を関連する機能局に分散することは検討に値しよう。特に日米安全保障条約の実施に関する業務は日米間の大きな案件であるが、他方、我が国の安全保障政策という観点からは単に北米局という一地域局の問題にとどまるものではないので、日米安全保障条約課の所掌を安全保障政策を所掌する総合外交政策局に移管することにも検討の余地はあろう。⁽³⁾

このほかにも地域局の所掌地域を超える広範な経済的地域統合については、「政経一致体制」という原則はあっても経済局で所掌するなど、地域局から機能局に移管できる事務は移管することを検討すべきである。⁽⁴⁾

また地域局ならびに地域課が細分化され、また地域局から機能局に移管する事務も増えれば、外務省全体とし

て政策の調整を行う組織が必要となろう。昭和十一年に外務省内機構改革委員会が有田外相に対して、分離後まもない亜細亜局と欧米局とを統括する次官補の設置を提言したように、⁽⁶⁾複数の局にまたがる重要政策の調整ないし決定には、局より上位の判断が求められるべきものと考えられ、そのためには次官を補佐する次官室スタッフの拡充強化も必要であろう。⁽⁷⁾

現在の国際政治では、国連など国際機関の果たす役割が増え、また欧州連合 (EU) など主権国家を包含する地域統合も進んでいるが、国際社会における国家間の基本的な枠組みが主権国家間の二国間外交を基礎としている状況に変わりはない。地域局存立の理由は、地域局が我が国との二国間関係を総覧する所掌事務本来の役割を果たすためであり、二国間関係の活性化を責務とする地域局の果たす役割が失われることはない。

(1) 外相の私的諮問機関である「外務省改革に関する会」(宮内義彦座長)が、平成一四年七月二二日に川口順子外相に提出した答申でも、外務省改革の一つの課題として「事務合理化を推進する」ことを掲げ、一例として、「地域局のロジを簡素化して担当者の負担を軽減させる」ことをあげている。

(2) 「靖国神社問題」に象徴される「歴史」問題は、アジア大洋州局の所掌事務(第五号)とは別の問題であろう。なお、アジア局地域政策課には、戦前の満州、朝鮮半島などの日本政府関係機関等に勤務していた旧職員に対する経歴証明の発行などを行う外地整理室があるが、同室は外務省内部部局組織規定に基づいて設置されているものではない。

(3) 平成九年四月一日付け外務省令第四号「外務省内部部局組織規定の一部改正」(同日付け『官報』号外特第七号) 日米協力推進室の所掌事務は、北米第二課の所掌事務のうち、経済に関する外交政策の企画立案及び実施に関すること(第一号)などについて、「日本国とアメリカ合衆国との協力に関する事務」とされている。

(4) 日米安全保障条約課の所掌事務の中には、「三、日本に駐留する国際連合の軍隊の取扱に関すること」(第三号)とあり、同課の所掌事務には日米安全保障条約をめぐる日米二国間関係以外の事務も含まれている。

(5) 平成一三年三月三〇日付け外務省令第六号「外務省組織規則の一部改正(四月一日施行)」(同日付け『官報』号

外第六四号)

欧州の政治統合（EU）は、平成一三年四月一日に西欧第一課に設置された欧州国際機関室が所掌し、経済統合は経済局国際経済第一課が所掌している。因みに、欧州国際機関室の所掌事務は、「西欧第一課の所掌事務のうち欧州連合その他の地域的な国際機関等に関する事務」とされている。

(6) 前掲『外務省の百年（下）』五六ページ

(7) 「外務省改革に関する『変える会』」の答申でも、外務省改革のために「総合外交政策局の権限および機能強化」を掲げ、一例として、総合外交政策局が「他局に対して上位局であることを明確化する」よう提案している。

また外務省改革を外務省員の立場から推進する「変えよう！変わろう！外務省」も、平成一四年七月一二日に提出した提言で、外務省の意思決定が集中する次官を支援するため、外務審議官および総合外交政策局長による政策調整をはかる機会を設けることを提案しているが、実際に政策調整を行う総合外交政策局総務課のあるべき姿については、別途、論議する必要があると思料している。